



ほっとライン

名張市子ども相談室発行

かいさい ぱりっ子モールを開催しました！

みなさん、こんにちは。子ども相談室です。寒くなってきましたが元気に過ごしていますか？
てあら 手洗い・うがいを忘れずに睡眠・休養をしっかりとって、たのしい冬休みをすごしてくださいね。

さて、ぱりっ子会議では、11月23日にぱりっ子モールを開催しました。会場の武道交流館
いきいきでは、ぱりっ子会議のみんなが考えた巨大迷路、リサイクル屋さん、スクイーズ屋さん、
カフェなどのお店に、たくさんのお客さまが来ていました。

また、12月1日には、教育センターで、ぱりっ子会議のみんなで考えた「こんな名張市になっ
てほしい」というおもいをまとめたていげんしょを、かめいしちょうわた
提言書を、亀井市長に渡しました。

未来の名張市について、自分の意見をみんなで一緒に話し合える「ぱりっ子会議」に、今度は
みらいなばりし
みなさんも参加してみませんか？



ぱりっ子モールの様子



ていげんしょていしゅつ ようす
提言書提出の様子

こども相談室 ぱりっ子ほっとライン(子ども専用電話)

0800-200-3218 (通話料無料) 大人の方は 0595-63-3118 へ

うれしいこと、かなしいこと、だれかにはなしたいこと、こまったこと、なやんで
いること、なんでもいいよ、おはなししてみてね。ひみつはかならずまもります。

げつ か もく きん ごと 午前8:30～午後5:15

すい 午前10:30～午後7:00

ど にち しゅくじつ がつ にち がつ にち
土・日・祝日および 12月29日～1月3日は

やす
お休みです

めんだん
面談もできます。
ばしょ なばりしまるのうち
場所: 名張市丸之内79
なばりしそごうふくし
名張市総合福祉センター
ふれあい 2階

名張市子ども条例

7月にお渡しした記事では「生きる権利」と「育まれる権利」の説明をしました。
 今回号では「守られる権利」と「参加する権利」について説明していきます。

まず、守られる権利とは・・・

みなさんは、虐待や体罰などの暴力から守られます。たばこや薬物などの有害な環境から守られます。みなさんのプライバシーも守られますよ。

つぎに、参加する権利とは・・・

みなさんは、自由に自分の意見をいうことができ、いろいろな人とふれあい、たくさん体験ができます。名張市では、子どもの考えを子どもたちが話し合い、市長へ「こうしてほしい」と要望を出すことができる「ばりっ子会議」が開かれています。「こんな街になればいいな」「こうしてくれたら、もっと住みやすくなるのに」という提案を、「ばりっ子会議」で一緒に考えてみませんか？

*まちがいさがしクイズ * * * * *

右の絵と左の絵のちがうところはいくつありますか？数えてみてね！

こたえ: _____



前回のクイズのこたえ

- 吸 → 回 → 収 → 納 / 集
- 自 → 帰 → 宅 → 配 / 地
- 保 → 生 → 存 → 在 / 続
- 断 → 宣 → 言 → 論 / 葉
- 家 → 国 → 宝 → 石 / 庫

ひとつの漢字で、いろんな熟語ができるね。ほかにもこのような漢字があるので、さがしてみてね

☆これまでに発行したほっとラインは、名張市役所のホームページで見ることができます。

アクセス方法: [名張市役所ホームページ](#) → [子育て](#) → [子ども条例](#) → [子どものみなさんへ\(子どもそうだんしつより\)](#)